

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり（中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします）、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます（左の WeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます）。

08 09 10 11 12 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12

Issue 641・2019/08/06～2019/08/12

目录

（点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 海关总署关于开展“两步申报”改革试点的公告..... 2
- 国务院关于同意设立中国（上海）自由贸易试验区临港新片区的批复..... 2
- 浙江省企业竞争合规指引..... 2

二、最新资讯

- 《全国法院民商事审判工作会议纪要》公开征求意见..... 3
- 国务院常务会议：促进消费和商业发展..... 3
- 中国签署《联合国关于调解所产生的国际和解协议公约》..... 4

三、里兆解读

- 破产法司法解释三要点解读（连载之二/共二篇）..... 4

四、近期热点话题..... 7

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- 「二段階申告」の改革試行に関する税関総署による公告..... 2
- 中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア設立同意に関する国務院による返答書..... 2
- 浙江省企業競争コンプライアンス・ガイドライン..... 2

二、新着情報

- 「全国裁判所民商事審判作業会議議事録」がパブリックコメントを募集している..... 3
- 国務院常務會議：消費、ビジネス発展の促進.. 3
- 中国が「調停により発生した国際和解協議書に関する国際連合条約」に調印した..... 4

三、里兆解説

- 破産法司法解释三の要点についての解説（連載の二/全二回）..... 4

四、トピックス..... 7

一、最新中国法令

● 海关总署关于开展“两步申报”改革试点的公告

- 【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2019 年第 127 号
【发布日期】2019-07-31
【实施日期】2019-08-24
【内容提要】在杭州海关、宁波海关、青岛海关、深圳海关、黄埔海关等隶属的部分海关，开展进口货物“两步申报”改革试点。
- 在“两步申报”通关模式下，第一步，企业概要申报后经海关同意即可提离货物；第二步，企业在规定时间内完成完整申报。
 - 适用“两步申报”需同时满足以下条件：境内收发货人信用等级是一般信用及以上、经由试点海关实际进境货物、涉及的监管证件已实现联网核查。
 - 转关业务暂不适用“两步申报”模式。
- 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/2480148/2553893/index.html>

● 国务院关于同意设立中国（上海）自由贸易试验区临港新片区的批复

- 【发布单位】国务院
【发布文号】国函〔2019〕68 号
【发布日期】2019-08-06
【内容提要】国务院同意设立中国（上海）自由贸易试验区临港新片区，并印发了《[中国（上海）自由贸易试验区临港新片区总体方案](#)》。
- 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-08/06/content_5419153.htm

● 浙江省企业竞争合规指引

- 【发布单位】浙江省市场监督管理局
【发布文号】浙江省市场监督管理局公告〔2019〕20 号
【发布日期】2019-07-09
【实施日期】2019-07-09
【内容提要】该指引适用于浙江省行政区域内的各

一、最新中国法令

● 「二段階申告」の改革試行に関する税関総署による公告

- 【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2019 年第 127 号
【発布日】2019-07-31
【実施日】2019-08-24
【概要】杭州の税関、寧波の税関、青島の税関、深センの税関、黄埔の税関等に隷属する一部の税関において、輸入貨物の「二段階申告」改革を試行する。
- 「二段階申告」による通関方式の下において、先ず第一段階では企業は概要申告し税関の同意を得た上で貨物を引き取ることができ、第二段階では、企業は所定の時間内に申告を完成させることになる。
 - 「二段階申告」が適用されるために同時に満たす必要のある条件：中国国内の荷送人・荷受人の信用等級が一般信用等級以上であること、試行対象税関を経由して実際に中国国内に入国する貨物であること、係る監督管理証書がすでにオンラインで検査を行う対象になっていること。
 - 中継業務については当面、「二段階申告」方式は適用されないものとする。
- 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/2480148/2553893/index.html>

● 中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア設立同意に関する國務院による返答書

- 【発布機関】國務院
【発布番号】国函〔2019〕68 号
【発布日】2019-08-06
【概要】國務院は中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアの設立に同意した上で、[「中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア全体プラン」](#)を公布した。
- 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-08/06/content_5419153.htm

● 浙江省企業競争コンプライアンス・ガイドライン

- 【発布機関】浙江省市場監督管理局
【発布番号】浙江省市場監督管理局公告〔2019〕20 号
【発布日】2019-07-09
【実施日】2019-07-09
【概要】本ガイドラインは浙江省行政区域内の各

类所有制企业，作为企业开展竞争合规管理的指导建议。其内容包括：企业竞争合规管理架构、企业反垄断风险识别、企业反垄断风险评估与处置、企业竞争合规运行与保障等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.zj.gov.cn/art/2019/8/6/art_1553498_36407680.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● 《全国法院民商事审判工作会议纪要》公开征求意见

日前，最高人民法院民事审判第二庭整理制作了《全国法院民商事审判工作会议纪要（最高人民法院民二庭向社会公开征求意见稿）》，现向社会征求意见（截止日期为 2019 年 08 月 25 日）。

最高人民法院整理会议纪要的主要目的在于，就审判实践中遇到的一些问题，提出解决方案，作为法官在具体法律适用、进行说理论证时的参考，统一全国法院的裁判思路等。内容包括 13 方面，其中包括。

- 涵盖《民法总则》适用的法律衔接问题（5 条）
- 关于公司纠纷案件的审理（22 条）
- 关于合同纠纷案件的审理（26 条）
- 关于担保纠纷案件的审理（18 条）
- 关于票据纠纷案件的审理（4 条）
- 关于破产纠纷案件的审理（13 条）
- 关于民刑交叉纠纷的审理（2 条）

（里兆律师事务所 2019 年 08 月 09 日编写）

● 国务院常务会议：促进消费和商业发展

日前召开的国务院常务会议提出若干措施，促进消费和商业发展。包括：

- 支持地方对品牌连锁企业试行“一照多址”登记；

種所有制企業に適用し、企業による競争コンプライアンス管理の展開に対して指導・助言するためのものとする。本ガイドラインに含まれる内容：企業競争のコンプライアンス管理の枠組み、企業の独占禁止リスクの識別、企業の独占禁止リスクの評価・処理、企業の競争適法化のための運用と保障等。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.zj.gov.cn/art/2019/8/6/art_1553498_36407680.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● 「全国裁判所民商事審判作業會議議事録」がパブリックコメントを募集している

先頃、最高人民法院民事審判第二庭が「全国裁判所民商事審判作業會議議事録（最高人民法院民二庭による意見募集案）」を整理し、パブリックコメントを募集している（締切日は 2019 年 8 月 25 日である）。

最高人民法院が會議議事録を整理した主な目的は、審判実践において遭遇した問題について解決策を提出し、裁判官が法律適用、論説・論証を行う際の参考とし、また全国の裁判所の裁判方針の統一等のためである。13 方面の内容が含まれ、一部内容は以下の通りである。

- 「民法総則」適用を含む法律の整合性（5 条）
- 会社紛争事案に関する審理（22 条）
- 契約紛争事案に関する審理（26 条）
- 担保紛争事案に関する審理（18 条）
- 手形紛争事案に関する審理（4 条）
- 破産紛争事案に関する審理（13 条）
- 民事、刑事の両方に絡む紛争の審理（2 条）

（里兆法律事務所が 2019 年 8 月 9 日付で作成）

● 國務院常務會議：消費、ビジネス発展の促進

先頃開催された國務院常務會議において消費、ビジネスの発展を促進するための措置が打ち出された。具体的には以下の内容が含まれる。

- 地方がブランドチェーン経営企業に対して「一免許多住所」登記制度を試行することを後押しする。

- 对具备条件的企业从事书报刊发行业务实行“总部审批、单店备案”；
- 调整扩大跨境电商零售进口商品清单；
- 落实允许综合保税区内加工制造企业承接境内区外委托加工业务的政策。

（里兆律师事务所 2019 年 08 月 09 日编写）

- 条件の整っている企業が書籍・定期刊行物の発行業務に従事することに対して、「本部に対しては審査許可、各店舗に対しては届出」制度を実施する。
- クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストの調整拡大を行う。
- 総合保税区の加工製造企業が中国国内の区外から加工業務を受託することを認める政策を実行する。

（里兆法律事務所が 2019 年 8 月 9 日付で作成）

● 中国签署《联合国关于调解所产生的国际和解协议公约》

日前，包括中国、美国、韩国、新加坡等在内的 46 个国家，签署了《联合国关于调解所产生的国际和解协议公约》。该公约由联合国国际贸易法委员会拟定，旨在解决国际商事调解达成的和解协议的跨境执行问题，在诉讼、仲裁之外，进一步健全了国际商事争议解决的调解制度。

（里兆律师事务所 2019 年 08 月 09 日编写）

● 中国が「調停により発生した国際和解協議書に関する国際連合条約」に調印した

先頃、中国、アメリカ、韓国、シンガポール等を含む 46 カ国が「調停により発生した国際和解協議書に関する国際連合条約」に調印した。当該条約は国連国際商取引法委員会が起草し、国際商事調停により締結された和解協議書の国境を超えた執行問題を解決することを目的とするものであり、訴訟、仲裁のほか、国際商事紛争解決の調整制度をさらに整備している。

（里兆法律事務所が 2019 年 8 月 9 日付で作成）

三、里兆解读

● 破产法司法解释三要点解读（连载之二/共二篇）

第 640 期《里兆法律资讯》中，我们对破产法司法解释三中关于“相关费用的性质问题”、“保证人破产时的处理”、“债权登记、债权审查与债权异议”的内容进行了介绍。接下来我们继续解读。

四、债权人知情权的保护

可查阅的主体和对象	救济方式
▪ 可查阅的主体：债权人、债务人、债务人职工及其他利害关系人 ▪ 可查阅的对象：可查阅债权表、债权申报登记册、债权申报登记材料	—
▪ 可查阅的主体：债权人 ▪ 可查阅的对象：可查阅财产状况报告、债权人会议和债权人委员会决议、管理人监督报告等财务和经营信息	如管理人无正当理由不予提供的，债权人可请求人民法院作出决定；人民法院应当在五日内作出决定。

三、里兆解説

● 破産法司法解释三の要点についての解説（連載の二/全二回）

第 640 期「里兆法律情報」において、破産法司法解释三における「係る費用の性質」、「保証人破産時の取扱い」、「債権登記、債権審査及び債権異議」の内容について紹介した。以下で引き続き解説する。

四、債権者の知る権利の保護

閲覧できる主体・対象	救済措置
▪ 閲覧できる主体：債権者、債務者、債務者の従業員及びその他の利害関係者。 ▪ 閲覧できる対象：債権表、債権届出登記簿、債権届出登記資料を閲覧することができる。	—
▪ 閲覧できる主体：債権者。 ▪ 閲覧できる対象：財産状況報告書、債権者集会及び債権者委員会の決議、管財人の監督報告書等の財務・経営情報を閲覧することができる。	管財人が正当な理由なく提供しない場合、債権者は人民法院に決定を求めることができるものとし、人民法院は 5 日以内に決定を下さなければならない。

解读
■ 原规定¹：利害关系人有权查阅债权表和债权申报材料。但未对可查阅的主体和对象等进行具体规定。 ■ 《司法解释三》：明确了可查阅的主体范围、可以查阅的对象，同时也明确了管理人拒绝查阅后债权人的救济方式，进一步保障了债权人的知情权。有利于债权人在充分了解债务人情况的前提下，正确在债权人会议中行使表决权。

解説
■ 旧規定¹によると、利害関係者は債権表及び債権届出資料を閲覧することができるとされている。但し、閲覧できる主体、対象等については具体的に規定していなかった。 ■ 「司法解释三」では、閲覧できる主体の範囲、閲覧できる対象はともかく、管財人に閲覧を拒否された場合における債権者の救済措置も明確にし、債権者の知る権利をさらに保護することができた。よって、債権者が債務者の状況を十分に把握している前提において、債権者集会で表決権を正しく行使できることが期待される。

五、非现场表决、债权人会议决议撤销和重大财产处分

非现场表决
■ 债权人会议的决议除现场表决外，可以由管理人事先将相关决议事项告知债权人，采取通信、网络投票等非现场方式进行表决。 ■ 采取非现场方式进行表决的，管理人应当在债权人会议召开后的3日内，以信函、电子邮件、公告等方式将表决结果告知参与表决的债权人。
解读
■ 原规定：未对债权人会议的表决方式作出规定，实践中常采用现场表决。 ■ 《司法解释三》：引入了通信、网络投票非现场表决方式，并对采取非现场表决中表决事项的提前告知、表决结果的告知时间及方式作出了明确的规定。

五、非現場の表決、債権者集会決議の取り消し及び重要な財産処分

非現場の表決
■ 債権者集会の決議は、現場の表決以外、管財人が事前に係る決議事項を債権者に告知の上、通信、インターネット投票等の非現場の方式により表決することができる。 ■ 非現場の方式により表決を行う場合、管財人は債権者集会が開催された後3日以内に、書簡、電子メール、公告等の方式により、表決の結果を表決に参加した債権者に告知しなければならない。
解説
■ 旧規定において、債権者集会の表決方式に係る規定はない。実践では、現場の表決がよく使われる。 ■ 「司法解释三」では、通信、インターネット投票という非現場の表決方式を導入し、且つ非現場の表決を採用した場合における表決事項の事前告知、表決の結果の告知時期及び方式について明確な規定を行った。

债权人会议决议撤销
■ 债权人会议的决议具有以下情形之一，损害债权人利益，债权人申请撤销的，法院应予支持： (1) 债权人会议的召开违反法定程序； (2) 债权人会议的表决违反法定程序； (3) 债权人会议的决议内容违法； (4) 债权人会议的决议超出债权人会议的职权范围。 ■ 法院可以裁定撤销全部或者部分事项决议，责令债权人会议依法重新作出决议。
解读

債権者集会決議の取り消し
■ 債権者集会の決議が以下の状況の一つに該当し、債権者の利益を損ない、債権者が取り消しを申し立てた場合、裁判所はこれを支持しなければならない。 (1) 債権者集会の開催が法定手続きに違反している。 (2) 債権者集会の表決が法定手続きに違反している。 (3) 債権者集会の決議の内容が法に違反している。 (4) 債権者集会の決議が債権者集会の権限の範囲を超えている。 ■ 裁判所は全部又は一部の事項についての決議の取り消しを決定し、債権者集会に法に従い改めて決議を行うよう命じることができる。
解説

¹ 《企业破产法》第57条。

¹ 「企業破産法」第57条。

■ 原規定²：債権人认为債権人會議の決議違反法律規定，損害其利益的，可以自債権人會議作出決議之日起十五日內，請求人民法法院裁定撤銷該決議，責令債権人會議依法重新作出決議。 ■ 《司法解釋三》：在原規定的基礎上，進一步明确了可提請法院撤銷決議的情形。	■ 旧規定²によると、債権者が、債権者集會の決議が法律規定に違反し、且つ債権者の利益を損ねると認める場合は、債権者集會で決議がなされた日より15日以内に、人民法法院に当該決議の取り消しの裁定を求め、債権者集會に法に従い改めて決議を行うよう命じる請求をすることができるとされている。 ■ 「司法解釋三」は旧規定をベースにし、裁判所に決議の取り消しが求められる事由をさらに明確にした。								
<table><tr><th>重大財産の処分³</th></tr><tr><td> ■ 管理人处分债务人重大财产的，应当事先制作财产管理或者变价方案并提交債権人會議进行表决，債権人會議表决未通过的，管理人不得处分。 ■ 管理人实施处分行为前应当提前10日向債権人委员会或法院进行报告。債権人委员会可要求管理人作出相应说明或提供有关文件依据。 ■ 債権人委员会认为管理人实施的处分行为不符合債権人會議通过的财产管理或变价方案的，有权要求管理人纠正。管理人拒绝纠正的，債権人委员会可以请求法院作出决定。 ■ 法院认为管理人实施的处分行为不符合債権人會議通过的财产管理或变价方案的，应当责令管理人停止处分行为。管理人应当予以纠正，或者提交債権人會議重新表决通过后实施。 </td></tr><tr><th>解説</th></tr><tr><td> ■ 原規定⁴：原則性地规定了管理人处分重大财产，应当向債権人委员会报告；未设立債権人委员会的，应当向法院报告。債権人委员会行使监督债务人财产的管理和处分的职责，有权要求管理人、债务人的有关人员对其职权范围内的事务作出说明或者提供有关文件。 ■ 《司法解釋三》：对原规定内容予以补充和细化，明确了报告的期限、債権人委员会对 </td></tr></table>	重大財産の処分 ³	■ 管理人处分债务人重大财产的，应当事先制作财产管理或者变价方案并提交債権人會議进行表决，債権人會議表决未通过的，管理人不得处分。 ■ 管理人实施处分行为前应当提前10日向債権人委员会或法院进行报告。債権人委员会可要求管理人作出相应说明或提供有关文件依据。 ■ 債権人委员会认为管理人实施的处分行为不符合債権人會議通过的财产管理或变价方案的，有权要求管理人纠正。管理人拒绝纠正的，債権人委员会可以请求法院作出决定。 ■ 法院认为管理人实施的处分行为不符合債権人會議通过的财产管理或变价方案的，应当责令管理人停止处分行为。管理人应当予以纠正，或者提交債権人會議重新表决通过后实施。	解説	■ 原規定⁴：原則性地规定了管理人处分重大财产，应当向債権人委员会报告；未设立債権人委员会的，应当向法院报告。債権人委员会行使监督债务人财产的管理和处分的职责，有权要求管理人、债务人的有关人员对其职权范围内的事务作出说明或者提供有关文件。 ■ 《司法解釋三》：对原规定内容予以补充和细化，明确了报告的期限、債権人委员会对	<table><tr><th>重要な財産の処分³</th></tr><tr><td> ■ 管財人が債務者の重要な財産を処分する場合に、事前に財産管理又は換価方案を作成し、債権者集會に提出し表決を受けなければならない、債権者集會の表決で可決されなかった場合、管財人は処分してはならない。 ■ 管財人は処分行為を実施する前に、10日前までに債権者委員會又は裁判所に報告しなければならない。債権者委員會は係る説明又は関連根拠書類の提供を管財人に求めることができる。 ■ 債権者委員會は、管財人の実施する処分行為が債権者集會で可決された財産管理又は換価方案と合致しないと判断する場合、管財人に是正を求めることができる。管財人が是正を拒否した場合、債権者委員會は裁判所に決定を下すよう求めることができる。 ■ 裁判所は、管財人の実施する処分行為が債権者集會で可決された財産管理又は換価方案と合致しないと判断する場合、管財人に処分行為を差し止めるよう命じなければならない。管財人はこれを是正し、又は債権者集會に提出して、改めて表決により可決されてから実施しなければならない。 </td></tr><tr><th>解説</th></tr><tr><td> ■ 旧規定⁴では、管財人が重要な財産を処分する際、債権者委員會に報告しなければならない、債権者委員會が設立されていない場合、裁判所に報告しなければならないという原則的な規定しか定めていない。債権者委員會が債務者の財産の管理及び処分を監督する職責を実施する際に、管財人、債務者の関係人に対し、その職権の範囲内の事務に対して説明を行い、又は関連書類を提供するよう求める権利を有する。 ■ 「司法解釋三」では、旧規定の内容を補足し、細分化した。報告の期限、債権者委員會の重要な </td></tr></table>	重要な財産の処分 ³	■ 管財人が債務者の重要な財産を処分する場合に、事前に財産管理又は換価方案を作成し、債権者集會に提出し表決を受けなければならない、債権者集會の表決で可決されなかった場合、管財人は処分してはならない。 ■ 管財人は処分行為を実施する前に、10日前までに債権者委員會又は裁判所に報告しなければならない。債権者委員會は係る説明又は関連根拠書類の提供を管財人に求めることができる。 ■ 債権者委員會は、管財人の実施する処分行為が債権者集會で可決された財産管理又は換価方案と合致しないと判断する場合、管財人に是正を求めることができる。管財人が是正を拒否した場合、債権者委員會は裁判所に決定を下すよう求めることができる。 ■ 裁判所は、管財人の実施する処分行為が債権者集會で可決された財産管理又は換価方案と合致しないと判断する場合、管財人に処分行為を差し止めるよう命じなければならない。管財人はこれを是正し、又は債権者集會に提出して、改めて表決により可決されてから実施しなければならない。	解説	■ 旧規定⁴では、管財人が重要な財産を処分する際、債権者委員會に報告しなければならない、債権者委員會が設立されていない場合、裁判所に報告しなければならないという原則的な規定しか定めていない。債権者委員會が債務者の財産の管理及び処分を監督する職責を実施する際に、管財人、債務者の関係人に対し、その職権の範囲内の事務に対して説明を行い、又は関連書類を提供するよう求める権利を有する。 ■ 「司法解釋三」では、旧規定の内容を補足し、細分化した。報告の期限、債権者委員會の重要な
重大財産の処分 ³									
■ 管理人处分债务人重大财产的，应当事先制作财产管理或者变价方案并提交債権人會議进行表决，債権人會議表决未通过的，管理人不得处分。 ■ 管理人实施处分行为前应当提前10日向債権人委员会或法院进行报告。債権人委员会可要求管理人作出相应说明或提供有关文件依据。 ■ 債権人委员会认为管理人实施的处分行为不符合債権人會議通过的财产管理或变价方案的，有权要求管理人纠正。管理人拒绝纠正的，債権人委员会可以请求法院作出决定。 ■ 法院认为管理人实施的处分行为不符合債権人會議通过的财产管理或变价方案的，应当责令管理人停止处分行为。管理人应当予以纠正，或者提交債権人會議重新表决通过后实施。									
解説									
■ 原規定⁴：原則性地规定了管理人处分重大财产，应当向債権人委员会报告；未设立債権人委员会的，应当向法院报告。債権人委员会行使监督债务人财产的管理和处分的职责，有权要求管理人、债务人的有关人员对其职权范围内的事务作出说明或者提供有关文件。 ■ 《司法解釋三》：对原规定内容予以补充和细化，明确了报告的期限、債権人委员会对									
重要な財産の処分 ³									
■ 管財人が債務者の重要な財産を処分する場合に、事前に財産管理又は換価方案を作成し、債権者集會に提出し表決を受けなければならない、債権者集會の表決で可決されなかった場合、管財人は処分してはならない。 ■ 管財人は処分行為を実施する前に、10日前までに債権者委員會又は裁判所に報告しなければならない。債権者委員會は係る説明又は関連根拠書類の提供を管財人に求めることができる。 ■ 債権者委員會は、管財人の実施する処分行為が債権者集會で可決された財産管理又は換価方案と合致しないと判断する場合、管財人に是正を求めることができる。管財人が是正を拒否した場合、債権者委員會は裁判所に決定を下すよう求めることができる。 ■ 裁判所は、管財人の実施する処分行為が債権者集會で可決された財産管理又は換価方案と合致しないと判断する場合、管財人に処分行為を差し止めるよう命じなければならない。管財人はこれを是正し、又は債権者集會に提出して、改めて表決により可決されてから実施しなければならない。									
解説									
■ 旧規定⁴では、管財人が重要な財産を処分する際、債権者委員會に報告しなければならない、債権者委員會が設立されていない場合、裁判所に報告しなければならないという原則的な規定しか定めていない。債権者委員會が債務者の財産の管理及び処分を監督する職責を実施する際に、管財人、債務者の関係人に対し、その職権の範囲内の事務に対して説明を行い、又は関連書類を提供するよう求める権利を有する。 ■ 「司法解釋三」では、旧規定の内容を補足し、細分化した。報告の期限、債権者委員會の重要な									

² 《企业破产法》第64条。

² 「企業破産法」第64条。

³ 根据《企业破产法》第69条，债务人重大财产的处分包括：（一）涉及土地、房屋等不动产权益的转让；（二）探矿权、采矿权、知识产权等财产权的转让；（三）全部库存或者营业的转让；（四）借款；（五）设定财产担保；（六）债权和有权证券的转让；（七）履行债务人和对方当事人均未履行完毕的合同；（八）放弃权利；（九）担保物的取回；（十）对债权人利益有重大影响的其他财产处分行为。

³ 「企業破産法」第69条に基づくと、債務者の重要な財産の処分には次のものが含まれるとされている。（一）土地、家屋等の不動産権益に係る譲渡。（二）試掘権、探掘権、知的財産権等の財産権の譲渡。（三）全ての在庫又は営業の譲渡。（四）借入。（五）財産への担保の設定。（六）債権及び有価証券の譲渡。（七）債務者と相手方当事者のいずれも履行を完了していない契約の履行。（八）権利の放棄。（九）担保物の取り戻し。（十）債権者の利益に深刻な影響を及ぼすその他の財産処分行為。

⁴ 《企业破产法》第68和69条。

⁴ 「企業破産法」第68、69条。

于重大财产处分的监督措施，进一步规范了管理人处分重大财产的行为，强化了债权人委员会的监督职能。

財産の処分に対する監督措置を明確にし、管財人による重要な財産の処分行為をさらに規範化し、債権者委員会の監督職能を強化した。

六、《司法解释三》可能带来的影响

《司法解释三》规定，《司法解释三》实施前最高人民法院发布的有关企业破产的司法解释，与《司法解释三》相抵触的，自《司法解释三》实施之日起不再适用。因此，理论上，法院已受理但还未审结的破产案件都将受《司法解释三》的影响。例如，债权申报与清偿方面，此次《司法解释三》明确了相关费用的性质，将部分费用列为破产费用、共益债务和普通债权，此举可能会降低普通债权的清偿比例，普通债权人的利益将可能受到影响。又例如，债权人可能会根据《司法解释三》提出债权确认之诉或请求撤销债权人会议决议，从而延长破产程序的进程。

结语：

《司法解释三》的出台，填补了《企业破产法》中的众多空白，并对《企业破产法》中较多原则性的规定进行了补充和细化。鉴于《司法解释三》刚出台不久，其效果如何，还有待于破产实践中的检验。我们理解，对破产案件（已受理但还未审结案件、以及未来案件）的债权人、债务人、保证人、管理人以及其他利害关系人而言，《司法解释三》都值得重点关注。

（里兆律师事务所 2019 年 08 月 03 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 中日社会保障协定
- 反垄断法相关（禁止垄断协议、滥用市场支配地位等）的暂行规定

六、「司法解释三」によってもたらされる影響

「司法解释三」によると、「司法解释三」が実施される前に最高人民法院によって公布された企業破産に係る司法解释は、「司法解释三」と抵触するものがある場合、「司法解释三」の実施日以降適用されないと定めている。よって、理論上、受理されたが、まだ結審していない破産事案は、全て「司法解释三」の影響を受けることになる。例えば、債権届出及び弁済に関しては、今回の「司法解释三」において係る費用の性質を明確にし、一部の費用を破産費用、共益債務及び一般的な債権に分類している。これによって、一般的な債権の弁済充当の比率が下がってしまい、一般的な債権者の利益に影響が及ぼすおそれがある。また、債権者が「司法解释三」に基づき債権の確認訴訟を提起したり、債権者集会決議の取り消しを請求したりして、破産手続きの進捗が長引いてしまう可能性もある。

終わりに：

「司法解释三」の発表に伴い、「企業破産法」の不備が補われたとともに、「企業破産法」において多くの原則的な規定も補足され、詳細化された。なお、「司法解释三」は発表されたばかりで、どのような効果があるのかは、破産の実践で検証される必要がある。破産事案（受理されたが、結審していない事案、及び将来に発生する事案）の債権者、債務者、保証人、管財人及びその他の利害関係者のいずれにとっても、「司法解释三」に重点的に注意を払う価値があると考えている。

（里兆法律事務所が 2019 年 8 月 3 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 日中社会保障協定
- 独占禁止法関連（独占協定、市場支配的地位の濫用禁止など）の暫定規定